

第1章 プランの策定にあたって

1 プラン策定の目的

「文化芸術の振興に関する基本的な方針（平成 23 年 2 月 8 日閣議決定）」では、文化芸術の取り組みを「豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧」、「人間相互の理解を促進するなど、共に生きる社会の基盤を形成するもの」及び「新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するもの」と捉え、その意義を明らかにしています。

これらを踏まえ、自治体においても文化芸術が市民の生活やまちの魅力、活力に及ぼす効果を強く意識しつつ、その振興に取り組むことが求められています。

本市においては、これまで文化センターや公民館・市民館などを中心に、市民による文化芸術活動が行われてきました。この市民が展開する芸術性を志向した文化芸術活動をより豊かなものとするために、平成 27 年度の開館を目指して、新文化施設である複合型文化施設の整備を進めています。

この複合型文化施設の建設をきっかけに、文化芸術の力を「住んで良かった、住み続けたい」まちづくりやひとづくりに生かし、本市の文化施策を総合的に推進するための指針として、「東海市文化創造プラン」を策定します。

なお、文化という概念には、音楽や美術だけでなく、非常に広範なものが含まれます。人々の生活そのものが文化であり、全ての人が、文化に触れながら暮らしているということも言えます。そのため、本プランにおいても、文化を文化芸術という視点にとどまらず、より広い観点から捉えることにより、市民の生活の質を高め、市民が本市に愛着と誇りを持って暮らすことに寄与する、重要な要素として扱うものとします。

2 計画の期間

本プランの計画期間は、第6次東海市総合計画の進捗に合わせ、平成 26 年度（2014 年度）から平成 35 年度（2023 年度）までの 10 年間とします。

計画期間の中間年にあたる平成 30 年度（2018 年度）には、プランの進捗状況や社会的背景の変化をふまえ、本市の現状や課題について再整理を行い、見直しを検討します。



3 プランの位置付け

(1) 市の関連計画

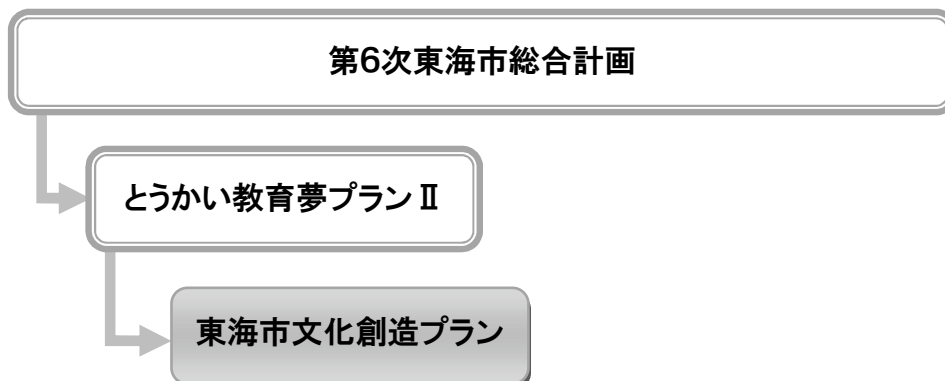
本プランは、「第6次東海市総合計画」及び「とうかい教育夢プランⅡ」を推進していくための個別計画の一つとして位置付けられます。市の特性や地域文化を生かした文化創造によるまちづくりを進めるため、目標と基本的な施策の方向性を示すものです。

◆「第6次東海市総合計画」（平成26年度～平成35年度）

- 「東海市らしさの創造と市民の夢の実現」に向けた長期的なまちづくりの指針
- 持続可能で心豊かな地域社会を構築するための、市の最も重要な計画
 - ・将来都市像：ひと 夢 つなぐ 安心未来都市
 - ・めざすまちの姿（文化芸術関連）
 - <人づくり・心そだて>文化に親しみ心豊かな生活を送っている
 - 地域の歴史や伝統文化が大切に守られ継承されている

◆「とうかい教育夢プランⅡ」（平成26年度～平成35年度）

- 幅広い世代の夢の方向性を示し、夢の姿を実現するため、教育施策を推進する計画
 - ・テーマ「心そだて 人そだて 夢そだて」
 - ・めざす未来像
 - めざす子どもの未来像：夢をもち 心豊かにたくましく 生きぬいていける子
 - めざす市民の未来像：健康で生きがいをもち 学びを力にし 実践する人
 - ・夢の姿（文化芸術関連）
 - 市民が地域を愛し、伝統や歴史が次世代につながっている
 - 市民が多様な文化や優れた芸術にふれて、豊かな人間性を育んでいる
 - ・夢プロジェクト（文化芸術関連）
 - 芸術・歴史文化を感じる場の構築
 - 学術文化交流エリアを活かした学びの展開



(2) 文化芸術の振興に関する法律

平成13年12月に「文化芸術振興基本法」が施行され、翌年の平成14年12月に「文化芸術の振興に関する基本的な方針」が閣議決定されました。以降、第3次まで策定された基本方針の中では、文化芸術の多様な意義や文化芸術振興に当たっての基本的視点などが掲げられています。

◆「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」 (平成23年2月)

《文化芸術振興の意義》

1. 豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧となるもの
2. 他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進するなど、共に生きる社会の基盤を形成するもの
3. 新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するもの
4. 科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するもの
5. 文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるもの

《文化芸術振興に当たっての基本的視点》

- ・成熟社会における成長の源泉
- ・文化芸術振興の波及力
- ・社会を挙げての文化芸術振興

《六つの重点戦略》

1. 文化芸術活動に対する効果的な支援
2. 文化芸術を創造し、支える人材の充実
3. 子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実
4. 文化芸術の次世代への確実な継承
5. 文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用
6. 文化発信・国際文化交流の充実

◆「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（劇場法）」（平成24年6月）

これまでの日本の劇場や音楽堂等といったホールを持つ文化施設は、多目的に使用されることが多く、文化芸術活動の多くは、貸館での公演が中心となっています。そこで、劇場や音楽堂としての機能を十分に発揮できていないこと、実演芸術団体の公演が大都市圏に集中し、地方での多彩な実演芸術に触れる機会が少ないことなどの日本の文化施設の課題を解決するため、劇場、音楽堂等の法的位置付けを初めて明確化した法律が劇場法です。

また、この法律に基づき、劇場、音楽堂等を設置・運営する者、実演芸術団体等、国、地方公共団体の役割を明確にするとともに、これらの関係者等が相互に連携協力することや環境の整備を推進し、事業の活性化に必要な事項に関する指針を作成するとされています。

《劇場法における「地方公共団体の役割」》

- ・ 自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努める